対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
広島県呉市	瀬戸見町（次の図面に示す部分に限る。）、晴海町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦池ノ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、若葉町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び若葉町並びに瀬戸見町、光町、吉浦池ノ浦町、吉浦新町二丁目及び若葉町以外の次の図面に示す地域 一　北緯三十四度十四分三十七秒、東経百三十二度三十二分七秒の点 二　北緯三十四度十四分二十秒、東経百三十二度三十二分六秒の点 三　北緯三十四度十三分五十六秒、東経百三十二度三十一分四十秒の点 四　北緯三十四度十三分五十七秒、東経百三十二度三十分五十七秒の点 五　北緯三十四度十四分十九秒、東経百三十二度三十分三十六秒の点 六　北緯三十四度十四分四十八秒、東経百三十二度三十分三十七秒の点 七　北緯三十四度十五分六秒、東経百三十二度三十分五十七秒の点 八　北緯三十四度十五分十一秒、東経百三十二度三十一分二十五秒の点 九　北緯三十四度十五分五秒、東経百三十二度三十一分四十八秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	江田島町江南三丁目二番一号 江田島町江南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十二　海上自衛隊呉造修補給所飛渡瀬燃料貯蔵所

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
広島県呉市	吉浦町 狩留賀町、松葉町（次の図面に示す部分に限る。）、池ノ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦上城町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦新出町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦神賀町、吉浦新町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦潭鼓町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦中町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉浦西城町、吉浦東本町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉浦東町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦本町一丁目から三丁目まで、吉浦松葉町（次の図面に示す部分に限る。）、吉浦宮花町並びに若葉町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市
対象防衛関係施設の区域	吉浦町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
一　北緯三十四度十二分四十二秒、東経百三十二度二十九分二十二秒の点 二　北緯三十四度十二分三十二秒、東経百三十二度二十九分三十七秒の点 三　北緯三十四度十二分六秒、東経百三十二度二十九分五十六秒の点 四　北緯三十四度十一分五十五秒、東経百三十二度二十九分五十六秒の点 五　北緯三十四度十一分二十九秒、東経百三十二度二十九分三十一秒の点 六　北緯三十四度十一分二十一秒、東経百三十二度二十八分四十六秒の点 七　北緯三十四度十一分三十七秒、東経百三十二度二十八分二十三秒の点

二百二十三　海上自衛隊呉造修補給所吉浦燃料貯蔵所